一七　経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二三年法律第一一四号）の一部改正関係

平成二四年四月一日前に更生手続開始の決定があったこと等の事実が生じた場合の欠損金の繰越し等に関する経過措置を廃止することとした。（経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律附則第一四条及び第二二条関係）

一八　社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成二四年法律第六八号）の一部改正関係

1　消費税率の七・八パーセントへの引上げの施行日を平成二九年四月一日とすることとした。（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一条関係）

2　附則第一八条第三項（景気判断条項）を削除することとした。（社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律附則第一八条関係）

一九　所得税法等の一部を改正する法律（平成二六年法律第一〇号）の一部改正関係

給与等に係る源泉徴収税額の計算において非居住者である親族に係る扶養控除等に相当する控除の適用を受ける居住者は一定の書類を提出等しなければならないこととしたことに伴い、給与所得の源泉徴収税額表等の改正規定について、所要の規定の整備を行うこととした。（所得税法等の一部を改正する法律第二条関係）

二〇　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇関税法及び関税暫定措置法の一部を改正する法律（法律第一〇号）（財務省）

1　税関における水際取締りの強化

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に規定する指定薬物（医療等の用途に供するものを除く。）を関税法上の「輸入してはならない貨物」に追加することとした。（関税法第六九条の一一関係）

2　暫定税率の適用期限の延長等

平成二七年三月三一日に適用期限が到来する暫定税率並びに特別緊急関税制度及び牛肉又は豚肉に係る関税の緊急措置（牛肉の発動基準数量の算出基礎の特例を含む。）について、これらの適用期限を一年延長するとともに、アルコール製造用糖みつの暫定税率を廃止する等所要の改正を行うこととした。（関税暫定措置法第二条及び第七条の三～第七条の六等関係）

3　学校等給食用の脱脂粉乳に対する関税減税措置の対象の拡充

学校等給食用の脱脂粉乳に対する関税の減税措置の対象に、児童福祉法に基づく小規模保育事業等を追加することとした。（関税暫定措置法別表第一及び第一の三関係）

4　納税環境の整備

関税の無申告加算税の不適用制度に係る期限を国税通則法の改正に合わせ、「二週間」から「一月」に延長することとした。（関税法第一二条の三関係）

5　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部を改正する法律（法律第一一号）（厚生労働省）

1　平成二七年四月一日における戦没者等の遺族で、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに対し、特別弔慰金として額面二五万円、五年償還の国債を支給することとした。（第一条関係）

2　平成三二年四月一日における戦没者等の遺族で、同一の戦没者等に関し公務扶助料、遺族年金等の支給を受けている者がいないものに対し、特別弔慰金として額面二五万円、五年償還の国債を支給することとした。（第二条関係）

3　この法律は、平成二七年四月一日から施行することとした。ただし、2については、平成三二年四月一日から施行することとした。

◇独立行政法人日本スポーツ振興センター法の一部を改正する法律（法律第一二号）（文部科学省）

1　独立行政法人日本スポーツ振興センターは、当分の間、特定保育事業（児童福祉法に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業をいう。以下同じ。）を行う者の当該特定保育事業の管理下における児童の災害につき、当該児童の保護者に対し、災害共済給付を行うことができることとした。（附則第八条関係）

2　この法律は、子ども・子育て支援法の施行の日（平成二七年四月一日）から施行することとした。

◇所得税法施行令の一部を改正する政令（政令第一四一号）（財務省）

1　非課税貯蓄に関する異動申告書の提出をする場合等の本人確認の方法について、その提出者の署名用電子証明書その他の電磁的記録を送信する方法による場合における当該本人確認の方法の細目等を定めることとした。（第三四条、第四一条の二、第四三条、第四七条、第四八条、第三三七条、第三三八条、第三四三条、第三四四条、第三四九条、第三五〇条、第三五〇条の四、第三五〇条の五、第三五〇条の九及び三五〇条の一〇関係）

2　配当等とみなす金額について、次のとおり整備を行うこととした。（第六一条関係）

㈠　配当等が生ずる基因となる自己株式の取得事由から株式の併合に反対する株主の買取請求に基づくものを除外する。

㈡　出資等減少分配により金銭の交付を受けた場合における所有株式に対応する資本金等の額の計算の細目を定める。

3　大深度地下の公共的使用に関する特別措置法の規定により大深度地下の使用の認可を受けた事業と一体的に施行される事業としてその認可を受けた事業に係る事業計画書に記載されたものにより設置される施設又は工作物のうち一定のものに該当する施設又は工作物の全部の所有を目的とする地下について上下の範囲を定めた借地権の設定がされた場合において、その設定の対価として支払を受ける金額が、その土地の価額の二分の一に相当する金額にその土地における地表から大深度までの距離のうちに借地権の設定される範囲のうち最も浅い部分の深さから当該大深度までの距離の占める割合を乗じて計算した金額の一〇分の五に相当する金額を超えるときは、その設定は資産の譲渡とみなされる行為に該当することとし、その設定の対価に係る所得を譲渡所得として課税することとした。（第七九条関係）

4　一括評価貸金に係る貸倒引当金について、実質的に債権とみられない金額の計算について基準年実績による簡便法を用いる場合の基準年を平成二七年及び平成二八年とすることとした。（第一四五条関係）

5　国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等について、適用対象となる居住者の国内に居住していた期間の判定、国外転出後に適用対象となった株式等に株式分割等の事由が生じた場合の国外転出時における価額に相当する金額の計算方法、納税猶予の期限が確定する事由、対象資産の一部の譲渡等をした場合における納税猶予分の所得税額の計算方法の細目等を定めることとした。（第一七〇条、第一七〇条の二、第二六六条の二及び第二六六条の三関係）

6　資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入について、事業所得等を生ずべき業務を行う年において生じた資産に係る控除対象外消費税額等のうちその生じた全額をその年の年分の事業所得等の金額の計算上必要経費に算入することができるものに、特定課税仕入れに係る控除対象外消費税額等を追加することとした。（第一八二条の二関係）